

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第11の2表
(平成24年4月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	平成27年分	春日部税務署	24,626,035 ^円		
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)	国税 一郎			
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	24,626,035 ^円	24,626,035 ^円			
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑳欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額㉑」欄に転記します。

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細
(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	国税 一郎	27-5-14	有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)	〇〇商事株	文京区〇〇1丁目3番5号	2,000株	14,624,000 ^円
1	国税 一郎	27-5-14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店		10,002,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3547

第11・11の2表の付表1

この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。（注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合には、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。私（私たちが）、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名 国税 花子 国税 一郎 税務 幸子

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。
「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等〔限度面積要件〕を満たす宅地等の面積
1	① 国税 花子	⑤ 82.5
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 32175000
	③ 82.5	⑦ 25740000
	④ 32175000	⑧ 6435000
1	① 国税 一郎	⑤ 82.5
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 32175000
	③ 82.5	⑦ 25740000
	④ 32175000	⑧ 6435000
4	① 国税 花子〔貸家〕	⑤ 100
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番17号	⑥ 30810000
	③ 150	⑦ 15405000
	④ 46215000	⑧ 30810000

「⑨ 減額割合」を乗じて計算します。

平成31年1月分以降用

(注) ①欄の「〔 〕」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。
3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○ 「限度面積要件」の判定
上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等		
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	80/100	80/100	80/100	50/100
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	165			100
⑪ 限度面積	①の⑩の面積	②の⑩及び③の⑩の面積の合計		
	①の⑩の面積	②の⑩及び③の⑩の面積の合計		

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」)の選択の有無に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号 補完

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

国税 太郎

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額
 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	165 m ²
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積 (m ²)	評価額 (円)
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 165	⑫ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	国税 花子		⑭持分割合	1/2	
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²) 評価額 (円)
A	②×⑭	⑧×⑭			
B	③×⑭	⑨×⑭			
C	④×⑭	⑩×⑭			
D	⑤×⑭	⑪×⑭			
E	⑥×⑭ 82.5	⑫×⑭ 32,175,000	82.5	32,175,000	
F	⑦×⑭	⑬×⑭			

宅地等の取得者氏名	国税 一郎		⑮持分割合	1/2	
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²) 評価額 (円)
A	②×⑮	⑧×⑮			
B	③×⑮	⑨×⑮			
C	④×⑮	⑩×⑮			
D	⑤×⑮	⑪×⑮			
E	⑥×⑮ 82.5	⑫×⑮ 32,175,000	82.5	32,175,000	
F	⑦×⑮	⑬×⑮			

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

(資4-20-12-3-5-A4統一)

第11・11の2表の付表1（別表1）（平成31年1月分以降用）

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

国税 太郎

第13表
(平成30年分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
公租公課	31年度分 固定資産税	春日部市役所		31.1.1 .	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
公租公課	31年度分 固定資産税	文京区税務所		31.1.1 .	250,800	国税 一郎	250,800
公租公課	31年度分 固定資産税	〇〇町役場		31.1.1 .	4,800	国税 一郎	4,800
公租公課	元年度分所得税 (準確定申告)	春日部税務署		元.5.10 .	310,800	国税 一郎	310,800
公租公課	31年度分 住民税	春日部市役所		31.1.1 .	510,700	国税 一郎	510,700
銀行借入金	証書 借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	22.4.15 2.4.15	22,633,340	国税 一郎	22,633,340
合 計					24,056,340		

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。
なお、「細目」欄は次の事項を記入します。
(公租公課)
所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
(銀行借入金)
当座借越、証書借入れ、手形借入れ
(未払金)
未払金の発生原因
(買掛金)
記入の必要はありません。
(その他)
債務の内容

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
氏名又は名称	住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	元.5.15	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	元.5.15	150,600	国税 花子	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	元.5.15	100,900	国税 花子	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	元.5.15	20,300	国税 花子	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	元.5.15	1,500,000	国税 花子	1,500,000
その他	(別紙のとおり)	.	87,800	国税 花子	87,800
合 計				3,359,600	

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名	(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
負担することが確定した債務	① 24,056,340 円	円	円 24,056,340	円	円
負担することが確定していない債務	②				
計 (①+②)	③ 24,056,340		24,056,340		
負担することが確定した葬式費用	④ 3,359,600	3,359,600			
負担することが確定していない葬式費用	⑤				
計 (④+⑤)	⑥ 3,359,600	3,359,600			
合 計 (③+⑥)	⑦ 27,415,940	3,359,600	24,056,340		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑤、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (平成31年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人は除きます(相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます)。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量		
1	国税 花子	31.1.10	土地	宅地	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	500㎡	19,500,000 円	19,500,000 円
2	国税 花子	29.6.2	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		1,000,000 円	1,000,000 円
3	税務 幸子	28.10.3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000 円	2,000,000 円
4								

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名 (各人の合計)	国税 花子	税務 幸子		
④ 金額	3,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円		

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) (受贈財産の番号)
 私 国税 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑨欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量		
元10.3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000 円	日本赤十字社 国税 花子
合 計					2,000,000	

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(令元.7)

(資4-20-15-A4統一)

適用を受ける特例に係る番号(1)~(3)を○で囲んでください。

この欄に記載した財産は、第11表には記載しません。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3537

種類		細目	番号	被相続人		国税 太郎		国税 花子						
(単位は円)				各人の合計										
※ 整理番号				被相続人		太郎		花子						
土地 (土地の上に存する権利を含みます)	田		①											
	畑		②											
	宅地		③		1	2	9	6	8	1	0	0	0	
	山林		④				3	6	1	7	1	0	0	
	その他の土地		⑤											
	計		⑥		1	3	3	2	9	8	1	0	0	
⑥のうち 特例 農地等	通常価額		⑦											
	農業投資価格 による価額		⑧											
家屋	構築物		⑨			2	4	2	7	5	9	5	0	
事業 農業	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産		⑩											
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等		⑪											
	売掛金		⑫											
	その他の財産		⑬											
計		⑭												
有価証券	特定同族 会社の株式 及び出資	配当還元方式 によつたもの	⑮							5	0	0	0	0
		その他の方式 によつたもの	⑯			6	9	0	0	0	0	0	0	0
	⑮及び⑯以外の株式及び出資		⑰			3	1	0	8	5	0	0	0	0
公債及び社債		⑱				6	5	9	0	7	0	0	0	
証券投資信託、貸付信託 の受益証券		⑲				6	9	0	2	7	0	0	0	
計		⑳			1	1	3	6	2	8	4	0	0	
現金、預貯金等		㉑				9	9	4	6	3	3	4	3	
家庭用財産		㉒				2	5	0	0	0	0	0	0	
その他の財産	生命保険金等		㉓			6	0	3	9	7	6	0	8	
	退職手当金等		㉔			3	0	0	0	0	0	0	0	
	立木		㉕			2	5	7	8	0	5	0	0	
	その他		㉖			3	2	2	5	0	7	0	0	
計		㉗			1	2	5	2	2	6	3	5	8	
合	(⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉑+㉒+㉗)	⑳			4	9	8	3	9	2	1	5	1	
相続時精算課税適用財産の価額		㉘			2	4	6	2	6	0	3	5	0	
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉑)		㉙			2	2	9	2	0	2	1	0	0	
⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉚												
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉛												
⑯のうち特例株式等納税猶予 対象の株式等の価額		㉜												
⑰のうち特例株式等納税猶予 対象の株式等の価額		㉝												
債務		㉞				2	4	0	5	6	3	4	0	
葬式費用		㉟				3	3	5	9	6	0	0	0	
合計 (㉞ + ㉟)		㊱				2	7	4	1	5	9	4	0	
差引純資産価額 (㉘+㉙-㊱) (赤字のときは0)		㊲				4	9	5	6	0	2	2	4	6
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		㊳					3	0	0	0	0	0	0	0
課税価格 (㊲+㊳) (1,000円未満切捨て)		㊴				4	9	8	6	0	0	0	0	0

①～⑥、⑨～㉘の各欄は、第11表の価額を記入します。

第12表の価額を記入します。

代償財産がある場合のその価額は、各人ごとに、本来取得したその他財産と区分して㉘欄に、2段書きしてください。

第11の2表の⑦欄の金額を記入します。

第13表の金額を記入します。

第14表の④欄の金額を記入します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

第15表 (令元. 7)

(資4-20-16-1-A4統一)

第15表 (平成30年分以降用)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 8

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※この欄に記入する必要はありません。

(単位は円)		被相続人		国税 太郎		F D 3 5 3 8	
種類	細目	番号	(氏名)	国税 一郎	(氏名)	税務 幸子	
※	整理番号						
土地	田	①					
	畑	②					
	宅地	③		6435000		2255000	
	山林	④		3617100			
	その他の土地	⑤					
	計	⑥		10052100		2255000	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦					
	農業投資価額	⑧					
	家屋、構築物	⑨				12044900	
	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩					
	事業(農業)	⑪					
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫					
	売掛金	⑬					
	その他の財産	⑭					
	計	⑮					
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯					
	配当還元方式によつたもの	⑰					
	その他の方式によつたもの	⑱					
	⑮及び⑰以外の株式及び出資	⑲		9155000		1410000	
	公債及び社債	⑳				6590700	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑		5240700		1662000	
	計	㉒		14395700		22352700	
	現金、預貯金等	㉓		41790611		31084132	
	家庭用財産	㉔					
	生命保険金等	㉕		35750657		24646951	
	退職手当金等	㉖					
	立木	㉗		2578050			
	その他の財産	㉘		2450000			
	計	㉙		62828707		24646951	
	合(⑥+⑨+⑪+⑲+㉑+㉒+㉓+㉕+㉗+㉘)計	㉚		129067118		112678683	
	相続時精算課税適用財産の価額	㉛		24626035			
	不動産等の価額(⑥+⑨+⑪+⑲+㉑+㉒+㉓)	㉜		12630150		34594900	
	⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉝					
	⑲のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉞					
	⑰のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉟					
	⑱のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㊱					
	債務	㊲		24056340			
	葬式費用	㊳					
	合計(㉚+㊲)	㊴		24056340			
	差引純資産価額(㉚+㊴-㊳)(赤字のときは0)	㊵		129636813		112678683	
	純資産価額に計算される歴年課税分の贈与財産価額	㊶				2000000	
	課税価格(㊵+㊶)	㊷		129636000		114678000	

第15表(続) (平成30年分以降用)

相続税の延納申請を行う場合で、納付すべき相続税額のうち「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける税額があるときは、特例対象(相続)非上場株式等のうち「特定同族会社の株式及び出資」に該当するものは⑯欄に、該当しないものは㉟欄に、それぞれの特例対象(相続)非上場株式等の価額(注1)を記入します。

また、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける税額があるときは、㉟欄又は㊱欄に、それぞれの対象(相続)非上場株式等の価額(注1)の80%の額を記入します(1円未満の端数は切り上げます。)

なお、(特例)対象(相続)非上場株式等に係る会社又は当該会社の特別関係会社であつて当該会社との間に支配関係がある法人が外国会社(注2)その他租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する会社の株式を保有する場合については、記入しないでください。

- (注) 1 相続税申告書第8の2の2表の付表1及び2又は第8の2表の付表1から3までの各A欄の価額を「特定同族会社の株式又は出資」の該当・非該当ごとに合計した金額です。
 2 (特例)対象(相続)非上場株式等に係る会社と租税特別措置法第40条の8の2第8項に定める特別の関係がある会社に該当するものに限り、
 3 医療法人持分納税猶予又は医療法人持分税額控除対象の医療法人の持分の価額については㉟欄から㊱欄には記入しないでください。

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、還付される税額の受取場所を記入します。

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

第1表の付表2
(平成31年1月分以降用)

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		